

追手門学院大学聴講生に関する規則

昭和56年4月1日

制定

第1条 この規則は、追手門学院大学学則（以下「学則」という。）第47条及び追手門学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第38条に基づき、聴講生に関して必要な事項を定める。

第2条 聴講生に関しては、学則又は大学院学則によるほか、この規則による。

第3条 聴講生の入学は、当該学部又は研究科において授業上支障のない場合に限り、選考の上、これを許可する。

第4条 聴講生の入学の時期は、毎学年の始めとする。

第5条 聴講生として出願できる者は、学則第29条に規定する資格を有する者とする。ただし、大学院の聴講生に出願しようとする者は、大学院学則第19条に規定する資格を有する者とする。

第6条 聴講生の聴講期間は、1年以内とする。

2 年度を超えて引き続き聴講を希望する場合は、あらためて第10条に定める手続を経て願い出でなければならない。

3 前項により聴講を継続する場合、及び本学卒業生は、審査料を免除する。

第7条 聴講生が当該年度に聴講できる単位数は、20単位以内とする。

第8条 聴講生に対しては単位を与えない。

第9条 聴講生を出願する者は、所定の願書に、履歴書、聴講生履修計画書、最終出身学校の卒業（見込み）証明書、健康調査質問票、写真及び所定の審査料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

第10条 履修を許可された者は、指定の期日までに学則第53条第3項に定める聴講料の聴講科目分全額を納付しなければならない。

2 前項の聴講料を指定の期日までに納付しない者は、入学の許可を取り消す。

第11条 聴講生には、聴講生としての学生証を交付する。

第12条 この規則の改廃は、教務主事会の意見を聴き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

2 聴講生に関する取扱い要項（昭和47年1月24日施行）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2016年10月6日から施行する。

附 則

この規則は、2018年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019年10月1日から施行する。